

岡山県公報		発行 岡山県	
		目次	
目次		担当課（室）	
【規則】 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （県例規集登載）		情報政策課	
【企業局】 ○ 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程 （県例規集登載）		総務企画課	
【人事委員会】 ○ 岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 （県例規集登載）		人事委員会	
		担当課（室）	

◎岡山県規則第七十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則（平成二十七年岡山県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第八項を第十三項とし、第七項を第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 条例別表第一の七の二の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 高等学校の専攻科のうち県が設置するものに在学する生徒に係る授業料の支援金の受給資格の認定の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

二 高等学校の専攻科のうち県が設置するものに在学する生徒に係る授業料の支援金に係る受給者の保護者等の収入の状況の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務

第二条中第六項を第十項とし、第五項を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 条例別表第一の五の二の項に規定する規則で定める事務は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の専攻科のうち学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校（県が設置するものを除く。）が設置するものに在学する生徒に係る授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金の受給資格の認定の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

第二条中第四項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 条例別表第一の四の二の項に規定する規則で定める事務は、高等学校の専攻科のう

ち県が設置するものに在学する生徒に係る授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金の受給資格の認定の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

第二条中第三項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 条例別表第一の三の二の項に規定する規則で定める事務は、県内に高等学校の専攻科を設置する学校法人に対する生徒に係る授業料の支援のための補助金の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 条例別表第一の一の二の項に規定する規則で定める事務は、県内に高等学校の専攻科を設置する学校法人に対する生徒に係る授業料以外の教育に必要な経費の支援のための補助金の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第九号

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月六日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和二十九年岡山県営電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び第六項」を「第六項」に、「に支給する」を「及び第七項に規定する伝染病防疫作業に従事する職員に支給する」に改め、同条中第八項を第九項とし、同条第七項中「までに定める手当」を「まで並びに第七項及び附則第八項に定める手当」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者の使用した岡山県公営企業の用に供する物件の処理の作業に従事したときに、当該職員に対して、当該作業に従事した日一日につき、三千円を支給する。

附則に次の一項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に対処するための特殊勤務手当の特例）

8 第四条第七項に定めるもののほか、伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当は、県が新型コロナウイルス感染症に対処するため、職員が次の各号に掲げる作業に従事したときは、当該職員に対して、当該作業に従事した日一日につき、三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある患者（以下「患者等」という。）の身体に接触して、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他公営企業管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、四千円）を支給する。

一 患者等の救護又は新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある物件（岡山県公営企業の用に供する物件を除く。）の処理の作

業

二 新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて患者等に接して行う作業（前号に掲げる作業を除く。）又は患者等を受け入れるための宿泊療養施設（県が設置するものに限る。）において行う長時間の生活支援等の作業

三 前二号に掲げる作業に相当すると公営企業管理者が認める作業

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この規程による改正後の岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和二年二月一日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

◎岡山県人事委員会規則第十五号

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十月六日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

岡山県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第六項中「作業は」の下に「、護送」を、「保護」の下に「、鑑識」を加える。

第二十四条第一項第一号中「第四条」の下に「並びに条例附則第十一項及び附則第十二項」を加え、同条第六項第一号中「第四条」及び「第二号」の下に「並びに条例附則第十一項及び附則第十二項」を加え、「いずれにも」を「うち、二以上の支給対象となる作業に」に、「同条第一号に定める手当」を「従事した作業の手当のうち最高の額のもの」に改め、同項第三号中「（同条第十三号）」を「及び条例附則第十四項（いずれも同条第五号、第十三号、第十四号）」に改める。

附則に次の見出し及び二項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に対処するための特殊勤務手当の特例）

6 条例附則第十一項の人事委員会規則で定める作業は、新型コロナウイルス感染症（同項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者若しくはその疑いのある患者（以下「患者等」という。）の救護又は新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある物件の処理の作業とする。

7 条例附則第十二項の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 患者等に接して行う作業（前項の作業を除く。）
- 二 患者等を受け入れるための宿泊療養施設（県が設置するものに限る。）において行う長時間の生活支援等の作業

三 前二号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岡山県職員特殊勤務手当支給規則の規定は、令和二年二月一日から適用する。